



GMAC 通信

2020年5月号

発行：(株) ジーマック松木事務所 松木 昭和

税理士・行政書士・特定社会保険労務士・宅建士
ヘッドオフィス
中央区銀座6丁目7-18 デイム銀座7F
会計センター
杉並区天沼3丁目2-6 トヨタ駅前ビル4F
木更津事務所
千葉県木更津市文京3丁目1-50 夢遇館本館3F
総合受付TEL 03-3398-6363

新型コロナウイルス感染拡大 緊急経済対策

新型コロナウイルスの感染拡大により被害・損害を受けられた事業主の皆様には心からのお見舞いを申し上げます。感染拡大防止対策による緊急事態宣言が延長されておりましたが、先日、一部の県で解除になりました。東京・埼玉・千葉・神奈川等は引き続き宣言の対象ですが、一日も早い終息と平常生活の回復を願うばかりです。事業継続・雇用維持の支援策として、国・地方自治体より給付金・助成金・緊急融資策等が出されています。主な給付金等についてご案内致しますが、状況の変化で支給要件なども変わっておりますので、関係省庁等のホームページへお問合せいただきますようお願いいたします。

名称	給付等	主な対象要件	問合せ先
持続化給付金	中小法人 上限200万円 個人事業者 上限100万円	* ひと月の売上が前年同月比50%以上減少 * 業種問わず、資本金10億円未満	0120-115-570 https://www.jizokuka-kyufu.jp/ 中小企業庁
雇用調整助成金	平均賃金の上限9割 (1日当り8,330円上限) 【3/1現在】	* 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種 * 従業員20名以下の事業所は申請手続きが大幅に簡略化されています	厚生労働省 雇用調整助成金 で検索
新型コロナ感染症特別貸付	追加要件等を満たす場合、3000万円まで最大3年間無利子	* 売上高5%以上の減少率、借入金額・期間によって借入利率等融資条件が変わります	経済産業省または取引先金融機関・日本政策金融公庫
東京都感染拡大防止協力金 (千葉・神奈川・埼玉にも同様のもの有)	50万円(2事業所以上の場合100万円)	* 東京都内に事業所を有している中小企業及び個人事業主 * 緊急事態宣言期間に休業をしている * 東京都が休業要請をした対象施設である	03-5388-0567 https://www.tokyo-kyugyo.com/ 東京都

持続化補助金(コロナ特別対応型)

新型コロナの感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、対策に取り組む小規模事業者等に**費用の2/3(上限100万円)**が補助されます。

- * サプライチェーンの毀損への対応
- * 非対面型ビジネスモデルへの転換
- * テレワーク環境の整備

第2回応募受付〆切：6月5日

問合せ先：日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

上記の持続化給付金とは違います！

国税・地方税・社会保険料 猶予制度

収入に相当の減少があった事業者に対し「無担保かつ延滞税無し」で**1年間納税・納付が猶予される制度**があります。申請が必要です。

このニュースレターについてぜひご意見をお寄せ下さい！

「一番悪い時が一番のチャンス」 邱永漢 著書 (古〜い本です。ご興味のある方は弊所にございます。)

こんなチャンスは六十年に一度あるだけ！ 邱永漢のビジネス書シリーズ、「金儲けの神様」に学ぶ不況時代を乗り切る極意が書かれた著書です。こんな時代にいかがでしょうか。

～目次～

- ・第1章 アメリカの世界支配に変調が起こった
- ・第2章 成熟化日本の新しい問題
- ・第3章 生活の中に時代の変化が発見できる
- ・第4章 食べ物のファッション化から目を離すな
- ・第5章 常識に頼るのは失敗のもと
- ・第6章 日本が駄目なら海外があるさ
- ・第7章 アジアが日本人の活躍舞台になる
- ・第8章 株価の動きも時の流れが教えてくれる